

2020年3月30日

No. 20-087

株式会社 伊予銀行

四国の地銀で初めて「内部通報制度認証」に登録されました！

～お客さまから信用・信頼され、全役職員が安心して働くことができる銀行を目指して～

株式会社伊予銀行（頭取 大塚 岩男）は、2020年3月27日付で、消費者庁所管の「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」（以下「WCMS[®]認証」といいます。）に登録されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当行では、不正等の早期発見・未然防止を図るため、報告・相談窓口の設置、制度の明文化、行内文書での情報発信などにより内部通報制度を整備してまいりました。この度、内部通報制度の実効性を高めることによってコンプライアンス経営をより一層推進するため、指定登録機関の審査を受け、WCMS 認証の登録に至りました。

当行は、お客さまから信用・信頼され、また、全役職員が安心して働ける職場環境づくりに向け、今後も、内部通報制度の整備をはじめとするコンプライアンス経営の推進に取り組んでまいります。

なお、WCMS 認証への登録は、地銀では2行目で、四国の地銀では初めてです。

※WCMS とは、Whistleblowing Compliance Management System の略です。

記

○登録日

2020年3月27日（金）

○WCMS 認証

コーポレート・ガバナンスの重要な要素である内部通報制度の適切な整備・運用の促進を図るために、消費者庁が2019年2月から導入した制度です。事業者が自らの内部通報制度を評価して指定登録機関に申請し、認証基準に適合している場合、事業者からの申請により自己適合宣言登録事業者として登録され、WCMS マークの使用が許諾されます。

○当行における内部通報制度の整備状況

- ・不正や行内規則違反の芽を早期に発見・摘み取るだけでなく、役職員が安心して働くことができるよう職場の諸問題についても報告・相談できる態勢を構築
- ・実効性を確保するため、外部の法律事務所を外部窓口として設置（顧問の法律事務所に加え、当行と顧問関係にない独立した法律事務所も選定）
- ・行内窓口をコンプライアンス部門に加え、経営に関わる重要な問題にも対応できるよう監査等委員会にも設置
- ・秘密保持、通報者の保護を徹底するためのルールやシステムを整備
- ・行内文書での発信や職場単位での勉強会などによる周知徹底

以上



<WCMS マーク>